

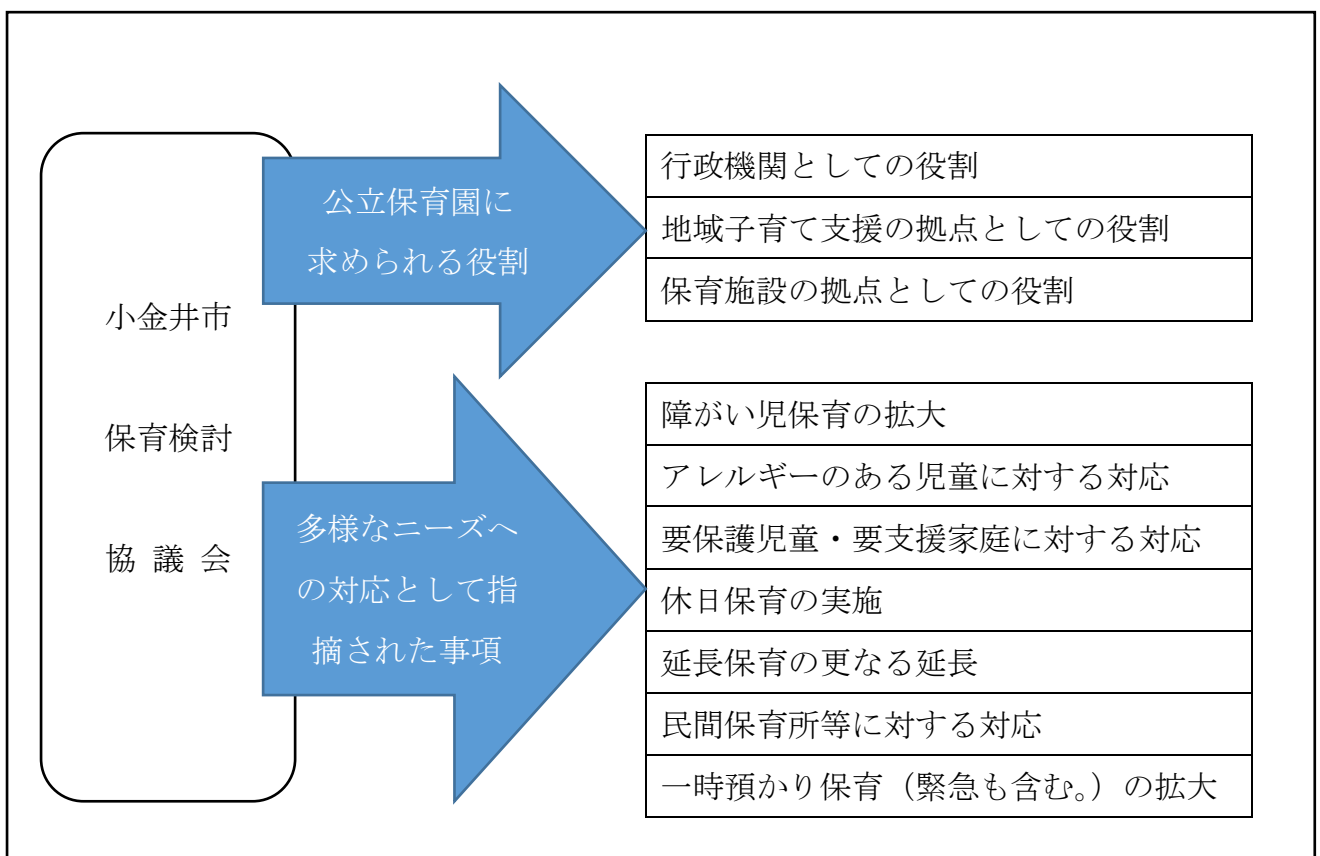
公立保育園民営化に関する説明資料

1 公立保育園を民営化する理由

⇒ 保育に係る課題解決の1つの方策として行う。

2 保育の課題

- 待機児童 = 保育の量という課題
- 保育の質 = 保育の質という課題
- 保育ニーズの多様化 = 延長保育のさらなる延長など更なる保育ニーズに対応していく課題
- 公立保育園の役割 = 公立保育園に求められる役割を果たすための課題

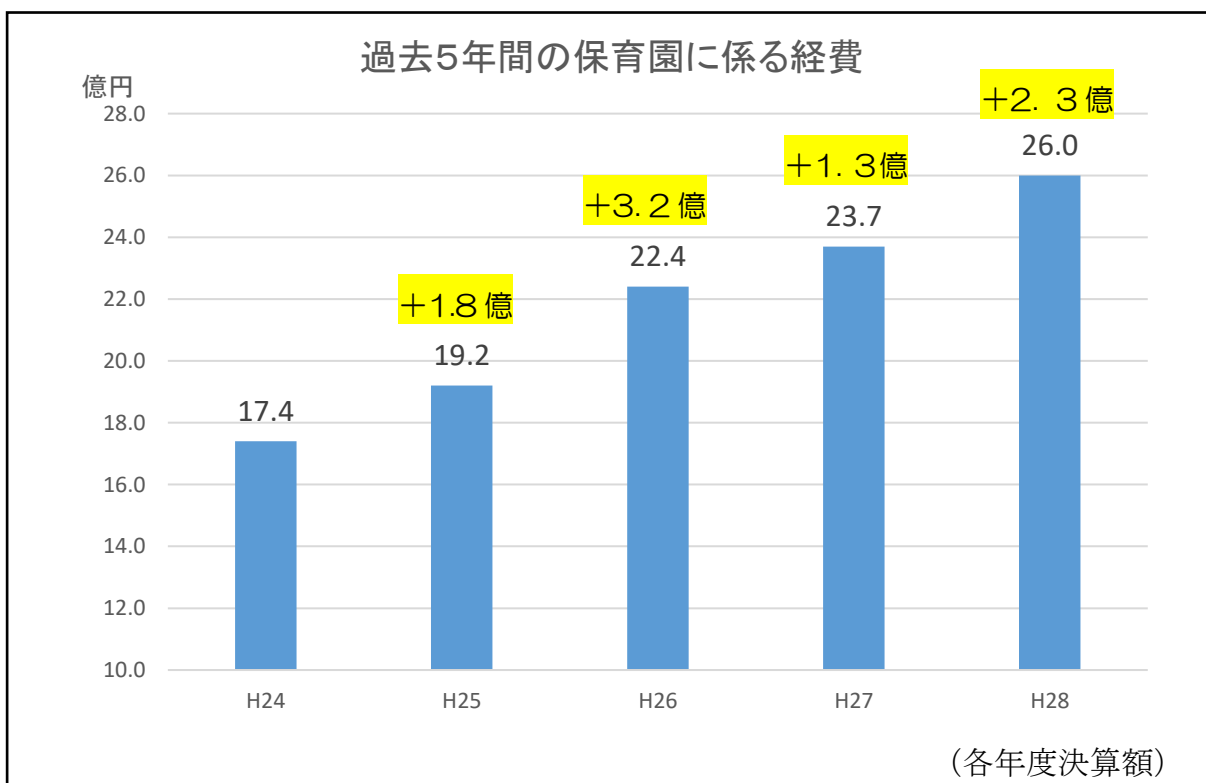
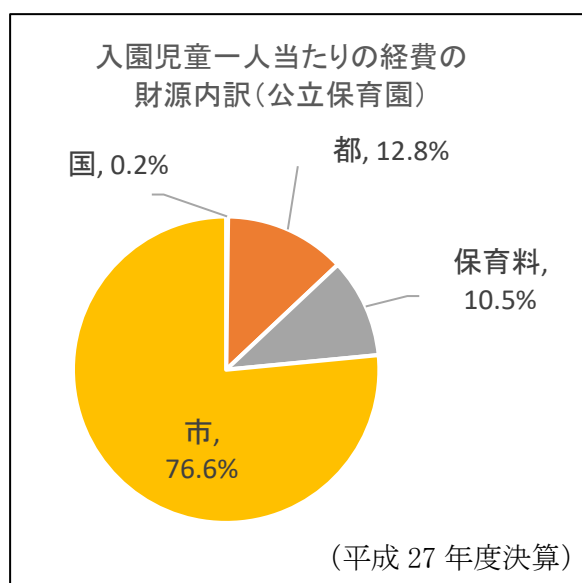
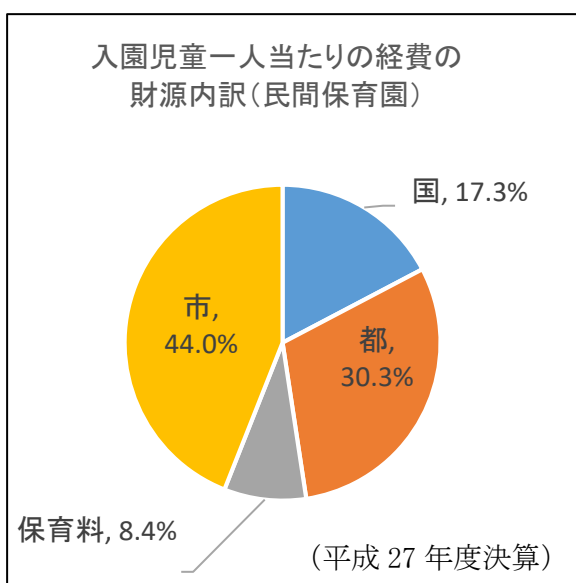


3 市としての課題

- 限られた財源
- 保育に要する経費は今後もさらに必要
 - ⇒ 保育利用者の増による運営費の増、施設老朽化による修繕・建替え費用の増
- 公立と民間との保育園運営費に関する財源の違い

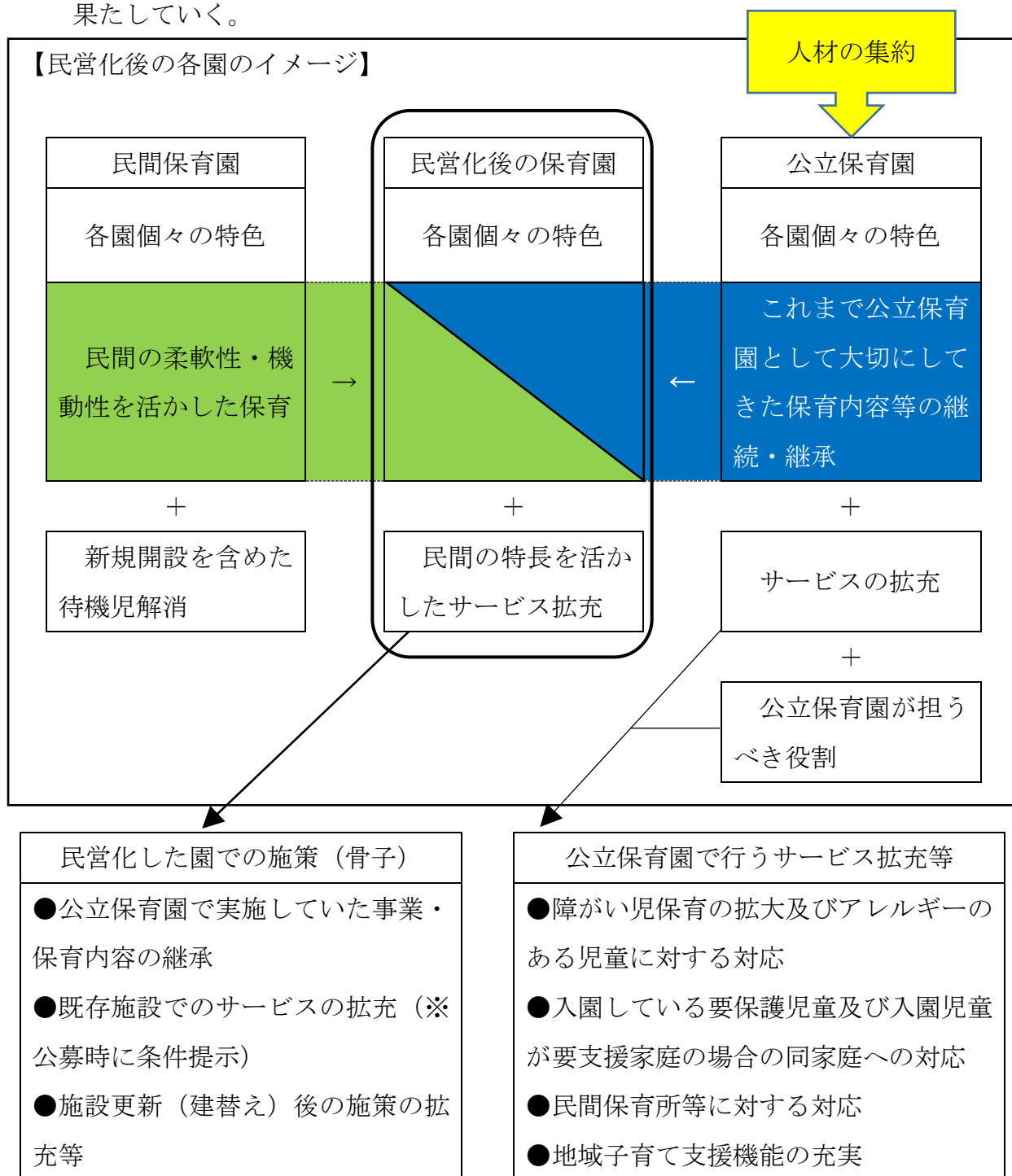
【保育園の児童一人当たりに市が負担した経費（平成27年度決算額）】

区 分	金 額	市の負担割合
民間保育園	971,103円	44.0%
公立保育園	1,284,767円	76.6%



4 見直しの目的と概要

- 公立園でのサービス拡充については、民間活力の導入（民営化）により行う方法と、民営化する園の人材を残る園に集約して行う方法を取る。
- 民営化した保育園は、これまで公立保育園として大切にしてきたものの継承に加えて、民間の特長を活かしたサービスの拡充を行う。
- 残る公立2園において、保育課と連携しながら公立保育園に求められる役割を果たしていく。

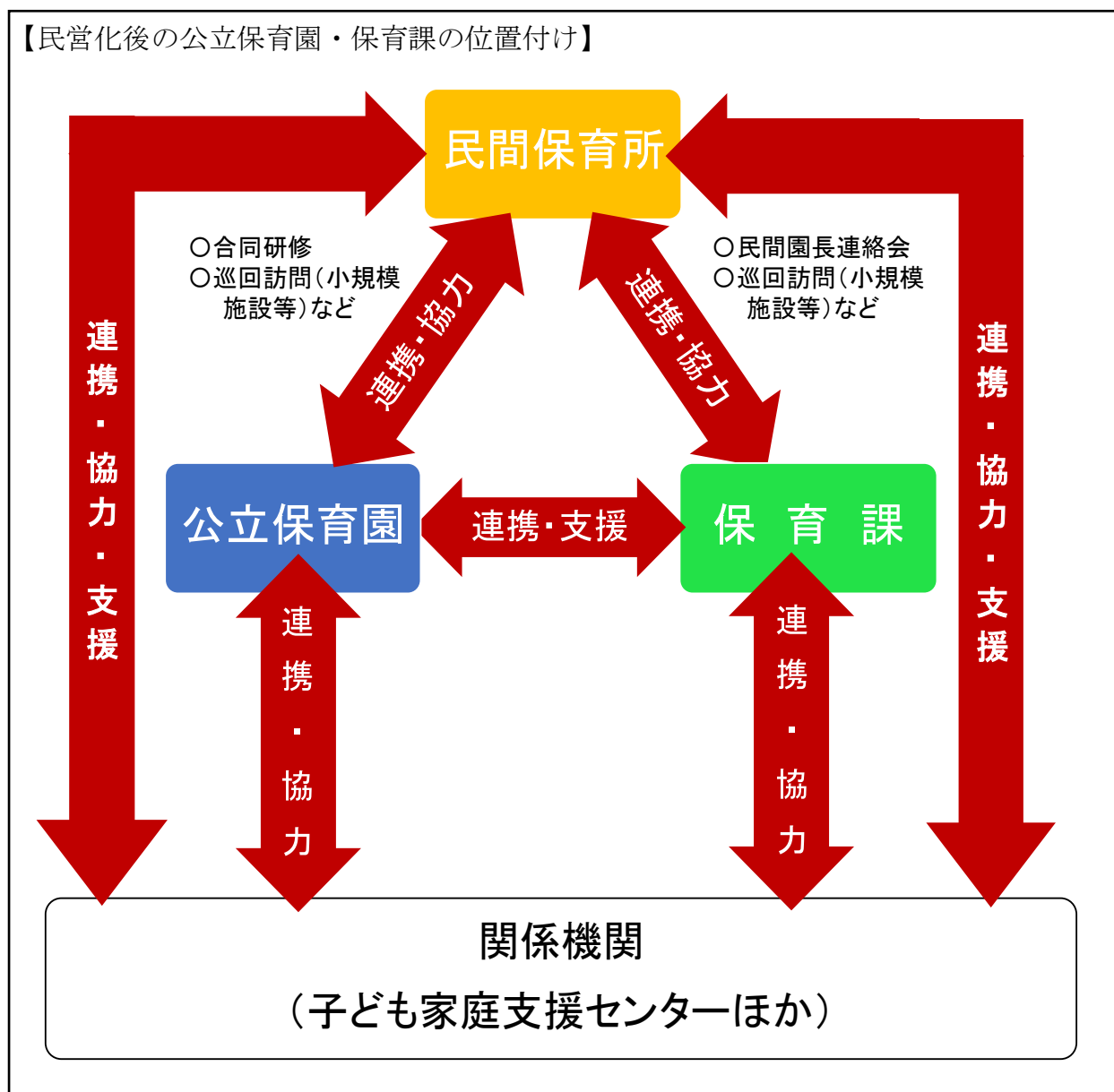


- 今後、一定数の公立保育園の運営方式の見直しを行うことで、更なる国や東京都の補助金等の積極的な財源確保を行い、市の一般財源負担が軽減された効果額を子育て支援施策の充実に積極的に活用します。
- 建物を民間に移譲することで、施設更新（園舎建替え）費用にかかる国や東京都の補助等が活用でき、市の独自負担を抑制できます。

5 保育の質の維持・向上に資する体制整備

- 保育課に資格職を配置し、公立園にて実施するサービス拡充等への連携・支援や民営化後の園への支援等を行う。

【民営化後の公立保育園・保育課の位置付け】



6 民営化のメリット・デメリット

(1) メリット

- 民間の特長を活かしたサービス拡充
 - ⇒ 民間の特長である柔軟性を活かした延長保育時間の延長などを想定
 - ⇒ 事業者応募時の事業者からの提案を受ける。
- 国や都の補助金をさらに活用することにより、子育て支援施策の充実に積極的に活用します。

(2) デメリット

- 職員が変わることによる環境の変化
 - ⇒ 児童・保護者に不安のないような対応
- 民間事業者が変わることによる撤退のリスク
 - ⇒ よりよい事業者を選定するための取組み など

デメリットの
解消のために

7 民営化を行うに当たっての市の対応

(1) 公立保育園の保育を引き継ぐための全体的な取組み

- ガイドラインの作成
- 運営事業者との協定書の締結

(2) よりよい事業者を選定するための取組み

- 事業主体及び運営の条件の設定
- 公募型プロポーザル方式や選定委員会の設置

(3) 民間事業者へスムーズに移行するための取組み

- 十分な引継ぎの実施
- (仮称) 三者協議会の設置

※ 移行期間中に問題が発生した場合、市は責任をもって調整に入り、必要な改善・指導を行う。

※ 市は、運営事業者に対し、移行期間中及び民営化後の運営に必要な研修の実施等、民営化にあたって必要な支援を行う。

(4) 民営化後の園に対する取組み・市の対応

- 移行後の園に対する市の確認・支援等
- (仮称) 三者協議会による保育内容の確認等
- 保育内容の評価と結果の公表 (第三者評価、保護者アンケートなど)

詳しい内容は、
ガイドラインで
定めます。

小金井市立保育園運営方式見直し基本計画

(たたき台)

平成 年 月

子ども家庭部保育課

(小金井市公立保育園運営協議会提出用)

— 目 次 —

I	はじめに	3
II	小金井市の保育に関する現状と課題	5
III	公立保育園運営方式の見直しの概要とその効果	8
IV	見直しによって拡充等を行う保育サービス等	1 1
V	運営方式の見直し手法と公立園の保育の継承	1 5
VI	民営化後も市が責任をもって対応していくための取組 ...	1 9
VII	対象園と計画期間	2 1
VIII	参考資料	
	第1次民営化実施計画における財政効果	2 4
	民営化とともに実施するサービス拡充等費用の試算 ...	2 7

I はじめに

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わり、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進んだことで、子どもが豊かな体験を通して学べる環境が少なくなってきたといわれています。また、子育て家庭の負担感、不安感の高まりや、地域からの孤立等の問題が顕在化しています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。

こうした中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしました。子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、本市においては平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画（のびゆくこどもプラン 小金井）」を策定（平成29年3月一部改定）し、引き続き子ども・子育て支援を推進していくこととしています。

また、保育に関する現状としては、近年、特に都心部において待機児童を解消するために保育所の新規開設を進めた結果、保育所の数は急増しており、その傾向は本市においても同様となっています。保育所の数が増えることは保護者の選択肢が広がる効果がある一方で、施設数（量）の増加とともに、保育の質が、以前よりもさらに注目されてきています。多種多様な保育理念を有する保育所が林立する現状において、保育ニーズのさらなる多様化とともに、保育の質の維持・向上が、以前よりも増して求められています。加えて、平成29年4月には、10年ぶりに国の「保育所保育指針」が改定され、平成30年4月から施行されるなど、保育を取り巻く環境自体、大きな変化の時期を迎えています。

本市ではこれまでも安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育園の定員拡充はもとより、認証、認可外保育園の新設等に取り組んできましたが、待機児童の解消は引き続き喫緊の課題となっています。さらに、就労形態の多様化に伴って、より多様化する保育ニーズへの対応や、特別に支援が必要な子ども・家庭

への支援など、すべての子育て家庭を対象とした施策の充実が求められており、公立・民間を問わず保育園に期待される役割は、ますます大きくなっています。子育てにかかわる市民にとって最も身近で重要な子育て支援施設である保育園は、公立・民間を問わず常に「子どもの最善の利益」が実現できるよう、より一層の充実を図っていく必要があります。

本市の厳しい財政状況の中で、それらを着実に実現していくために、公立保育園の運営方式を見直すことにより、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用し、公立の保育園として担うべき役割を果たしつつ、本市全体の保育環境の維持・向上を図ることとします。

II 小金井市の保育に関する現状と課題

1 待機児童

社会的環境の変化から、仕事と子育ての両方を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。市ではこれまでも安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育園の新設を含めた定員の拡充はもとより、認証、認可外保育園の新設等にも取り組むことで、待機児童の解消に努めてきました。

それにより、平成26年4月時点で257人まで増加した待機児童数は、平成28年4月時点では154人まで減少したところですが、翌年4月には2人増の156人となるなど、引き続き、喫緊の課題となっています。

【表1：待機児童数の推移（各年4月1日現在）】 (単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小金井市	188	257	164	154	156
26市	2,811	2,990	2,792	2,836	2,900
都内全体	8,117	8,672	7,814	8,466	8,586

(出典：都内の保育サービスの状況（東京都資料）より)

【表2：就学前人口等との比較（各年4月1日現在）】 (単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
就学前人口	5,654	5,741	5,872	5,980	6,159
保育所等申込者数	1,697	1,793	1,923	2,222	2,422
保育利用定員数	1,613	1,741	2,007	2,184	2,421
待機児童数	188	257	164	154	156

2 保育ニーズの多様化

就労形態の多様化に伴い、延長保育や一時保育、休日保育など、より多様な保育ニーズへの対応が必要となっているほか、特別に支援が必要な子ども・家庭への支援など、すべての子育て家庭を対象とした施策の充実が求められています。

平成27年12月に提出されました「今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見（小金井市保育検討協議会（平成27年5月設置）報告）」の中でも、『「多様なニーズ」とは、「心身の発達において特別な配慮が必要な子ども」「アレルギーのある子どもたちの保育」「要保護児童・要支援家庭の支援」「休日保育や延長保育の更なる延長」「一時預かり保育（緊急を含む）」など』とされています。そして、そ

の報告の中で、これらの多様なニーズに対する市の現状について、『市は予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言いがたい現状があると認識している。』とした上で、『公私立の保育施設を問わず、緊急かつ確実に取り組むべき保育課題』であるとされています。

さらに、公立保育園に対しては、『公立保育所がモデル的な取組みを示し、市内全ての保育施設の質の向上を目指す役割を担う必要性』も求められています。

これらを踏まえ、小金井市において、公立・私立の保育施設を問わず、多様な保育ニーズの充足に向けて「のびゆくこどもプラン小金井」を着実に推進していくことが求められています。

3 市の財政状況と保育園予算

本市の財政状況は危機的な財源不足が続いており、限られた財源を市民全体にとって、如何に有効かつ有益に活用するかが、引き続き大きな課題となっています。

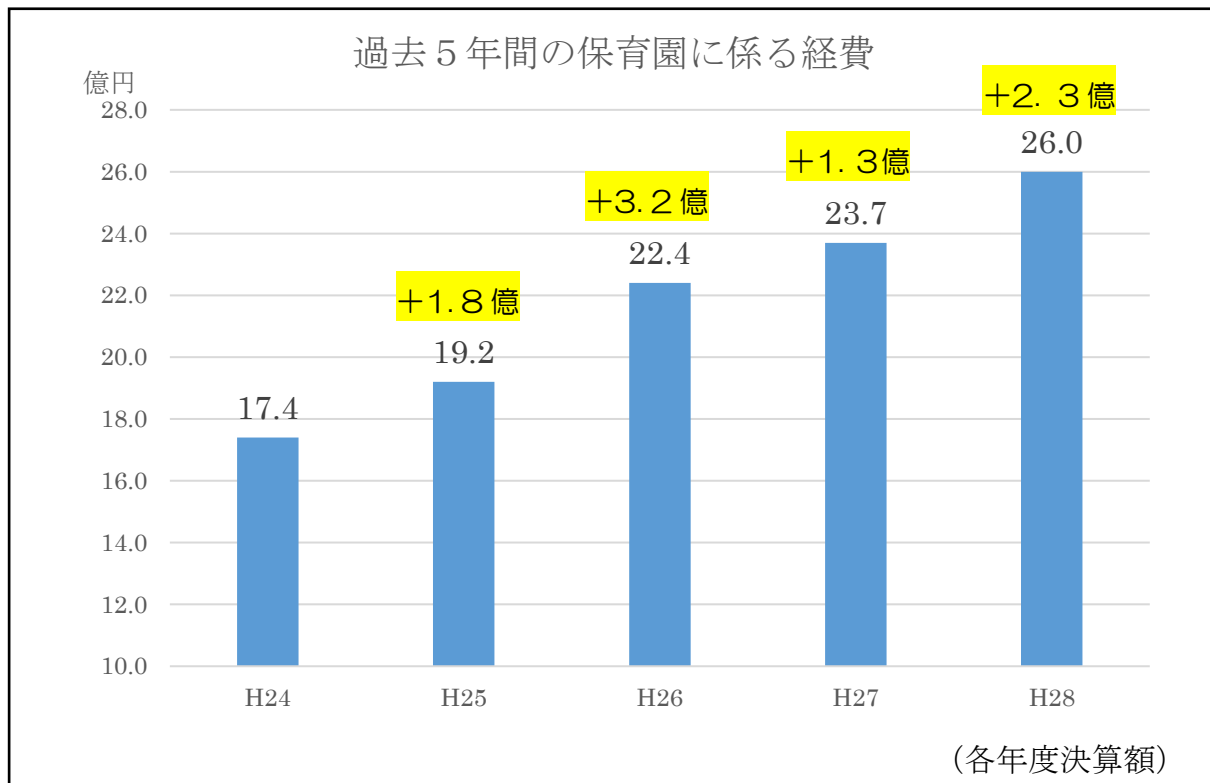
保育園に係る経費は保育に関する予算の大多数を占めるものですが、そのうちの公立保育園にかかる運営経費が、国の三位一体改革によって一般財源化されたことにより、実質、公立保育園と民間保育園とで、国や東京都からの補助等に差が生じることとなりました。本市においては、このような中であっても、公立保育園での保育水準を下げることなく、障がいや特別な配慮を必要とする児童の受入れをはじめ、地域の子育て支援などに積極的に取り組むとともに、民間保育園の協力のもと、本市の保育水準の向上に努めてきました。

しかしながら、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことによる制度変更に伴う事業費の増や、昨今の保育士不足を解消するための保育士の処遇改善等による扶助費の増、また待機児解消のための新規園の開設等による施設整備や運営にかかる経費の増など、保育サービスに要する経費は急速に増大しており、さらには老朽化している公立保育園の維持管理費や更新（建替え）費用など、今後も保育事業をはじめとする子育て・子育て施策に係る必要な経費は加速度的に増加していくことが予想されます。

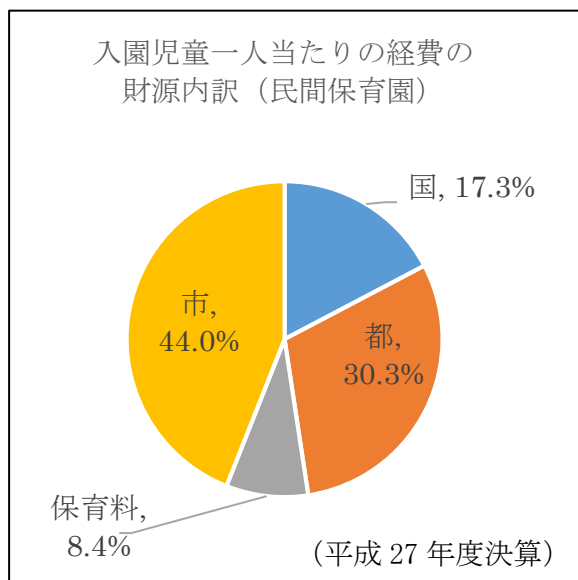
【表3：保育園の児童一人当たり市が負担した経費（平成27年度決算額）】

区 分	金 額	市の負担割合
民間保育園	971,103円	44.0%
公立保育園	1,284,767円	76.6%

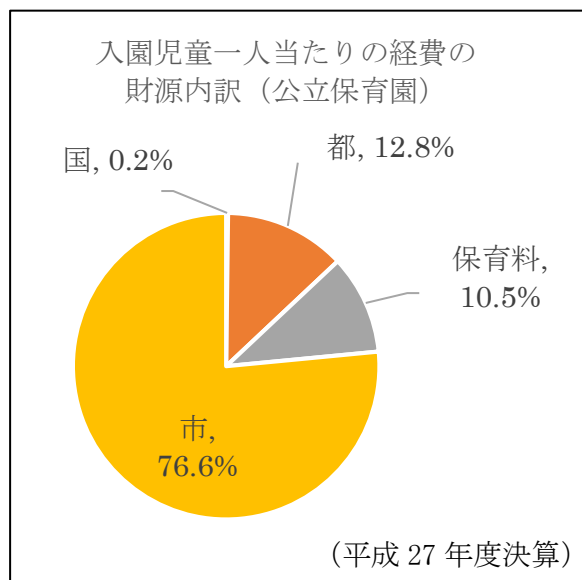
グラフ 1 :



グラフ 2 :



グラフ 3 :



4 課題の解決に向けて

こうした状況を踏まえつつ、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用することで、公立の保育園として担うべき役割を果たし、本市の保育環境を維持・向上させていく必要があります。

Ⅲ 公立保育園運営方式の見直しの概要とその効果

1 見直しの目的

公立保育園の運営方式を見直すことにより、保育施策における市の予算をより効果的に活用できるとともに、公立保育園、民間保育園のそれぞれの特長を活かし、待機児童の解消や、多様な保育ニーズの充足、地域の子育て支援への対応など、すべての子育て家庭を対象とした子育て施策の充実を図ります。

2 見直しの概要

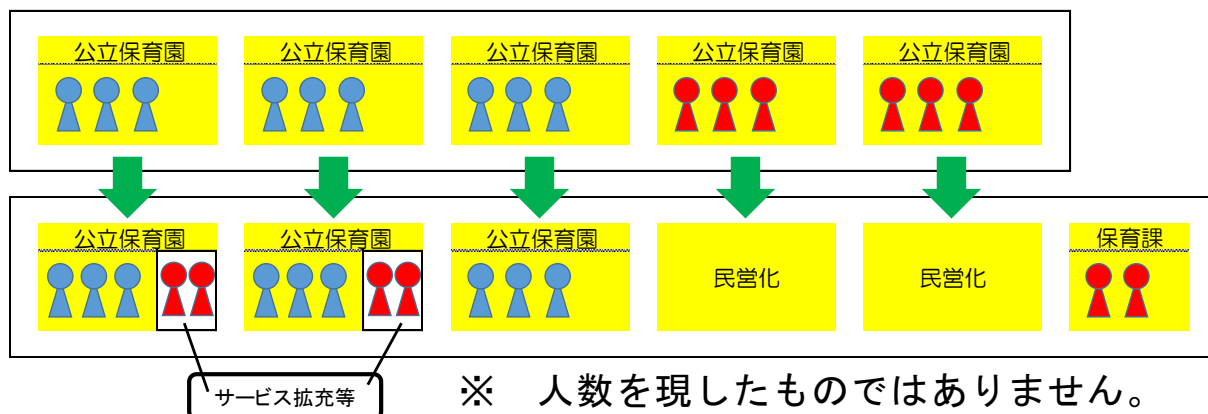
- (1) 公立保育園5園のうちの3園を民営化（民設民営に移行）します。
- (2) 3園のうちの2園については、平成32年4月を目途に民営化します。
- (3) 公立として残る2園については、地域の拠点と位置付けるとともに、小金井市全体の保育の質の維持・向上を図るため、また公立保育園としての役割を果たすため、各種サービスの拡充等を行います。

3 見直しによって期待される効果

(1) 人材の集約による施策の充実

保育の質の維持・向上のためには、十分な人材の確保が必要です。限られた人材を有効に活用するため、今後、一定数の公立保育園の運営方式を見直すことにより生み出された人材の一部を、公立保育園等に再配置することにより、公立保育園の果たすべき役割を担っていくための人員体制を構築していきます。

【図1：2園民営化時点での人材確保のイメージ】

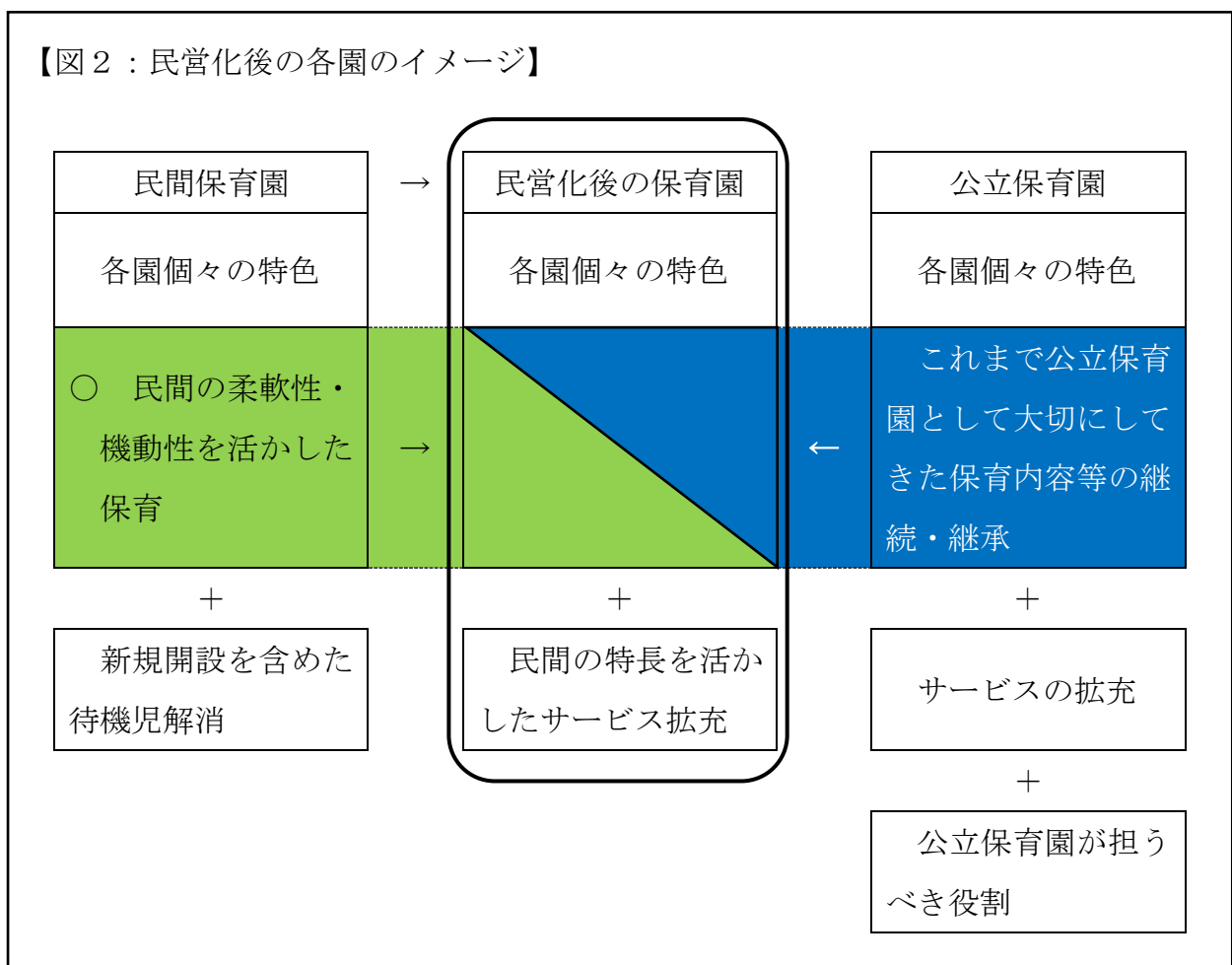


(2) 財源の確保による子育て支援施策の充実

今後、一定数の公立保育園の運営方式の見直しを行うことで、更なる国や東京都の補助金等の積極的な財源確保を行い、市の一般財源負担が軽減された効果額を子育て支援施策の充実に積極的に活用します。

(3) 民の強みを活かすことによる相乗効果

民間保育園は公立保育園に比べ、延長保育をはじめとする運営の柔軟性と新たなニーズに即応できる機動性を有しています。保育内容等、これまで公立保育園として大切にしてきたものを、着実に引き継ぐとともに、これら民間の特長を活かした多様なサービスの拡充が期待できます。



(4) 施設更新費用の財源確保

建物を民間に移譲することで、施設更新（園舎建替え）費用にかかる国や東京都の補助等が活用でき、市の独自負担を抑制できます。

【表4：民営化に関するメリット・デメリット】

	内容	市の対応
メリット	民間の特長である運営の柔軟性や新たなニーズに即応できる機動性を活かした多様なサービスの拡充が期待できる。	事業者の募集に当たっては、今まで公立保育園で行っていないサービスや既に行っているサービスの拡充についての提案も求める予定です。
	更なる国や東京都の補助金等の積極的な財源確保を行い、市の一般財源負担が軽減される。	軽減された効果額を子育て支援施策の充実に積極的に活用します。
デメリット	市の保育園職員から事業者の職員に入れ替わることによる環境の変化	保護者や児童の不安が生じないように、移行先の運営事業者と、当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同保育を行うなど、移行のために必要な準備期間を確保します。
	事業者撤退のリスク	民営化後も、市の責任のもと、市と運営事業者との協定の締結を行うなど、市が関与できる体制を確立するとともに、 (仮称)三者協議会の継続や、利用者アンケートの実施・第三者評価の積極的な活用などにより、移行により保育水準が低下することのないよう、保育職員による見守り体制を整え、市として責任ある対応を行っていきます。

IV 見直しによって拡充等を行う保育サービス等

1 拡充等を行う保育サービス等について

運営方式の見直しを行うことにより、生み出される人材・財源を活用し、公立保育園における施策の拡充等、民営化した園における施策の充実、保育の質の維持・向上に資する体制整備を行います。

2 公立保育園における施策の拡充等

小金井市保育検討協議会からの報告において「多様なニーズ」とされた「障がい児保育の拡大及びアレルギーのある児童に対する対応」、「要保護児童及び要支援家庭への支援」、「民間保育所等に対する対応」、「地域子育て支援機能の充実」、「休日保育の実施」、「延長保育の更なる延長」、「一時預かり保育(緊急含む)の拡大」のうちの以下の4項目について、運営方式の見直しを行うことにより、生み出される人材・財源を活用し、公立保育園において、サービスの拡充等を行います。

(1) 障がい児保育の拡大及びアレルギーのある児童に対する対応

公立保育園でも民間保育園でも様々なお子さんが入園されていますが、公立保育園では、児童発達支援センターや子ども家庭支援センター、保健所、児童相談所など、関係機関と連携し易いという特長を活かし、障がい児の入所定員や対象年齢の拡大を行うとともに、障がいやアレルギーなどがあり特別な支援・配慮が必要な児童に対する早期の対応と継続的な見守り・支援を行っていくこととします。

(2) 入園している要保護児童及び入園児童が要支援家庭の場合の同家庭への対応

児童虐待の発見・未然防止には、保育施設をはじめとした地域におけるきめ細かな対応が必要になります。子ども家庭支援センター、保健所、児童相談所などとの連携を強化し、入園している要保護児童や配慮を必要とする家庭への支援をはじめ、地域における公立の施設として役割を果たすためにも、早期の対応と継続的な見守り・支援を行っていくこととします。

(3) 民間保育所等に対する対応

保育需要が増大し、保育ニーズが多様化する中、保育の質の維持・向上が求められています。また、子ども・子育て支援新制度により、保育施設の多様化が進んだことに加え、待機児童の解消のための新規園の開設などにより、市内の保育

施設は、形態・数ともに、増加傾向にあります。公立保育園は、小金井市の児童が健やかに育つため、本市の保育の基本となるよう自園の保育内容の充実に努めるとともに、小金井市全体の保育の質の維持・向上を目指していく必要があります。

市内に多様な保育施設が存在する中、各施設の特長を活かしながら、公立保育園が地域の保育施設と連携・協力することで、小金井市全体の保育の質の維持・向上や活性化を図っていきます。

(4) 地域子育て支援機能の充実

家庭や地域の子育て力を向上させていくため、地域の全ての子育て家庭に対する支援にも力を入れていく必要があります。公立保育園でも、保育所体験や育児講座、出前保育など様々な取組を進めてきましたが、今後も引き続き職員の専門性を発揮し、行政機関としての特長を活かし、利用者のニーズに応じた適切な支援ができるよう、地域の子育て支援機能の一層の充実を図っていきます。

3 民営化した園における施策の充実（骨子）

充実する骨子については、以下のとおりです。なお、詳細の内容については、別途作成します「(仮称) 小金井市立保育園民営化ガイドライン」の中で定めてまいります。

(1) 公立保育園で実施していた事業・保育内容の継承

児童・保護者の不安のないよう、これまで公立保育園で実施していた事業・保育内容を引き継ぎます。

(2) 既存施設でのサービスの拡充

運営事業者と協議の上、民間事業者の柔軟性、機動性を活かしたサービスの拡充を行います。

(3) 施設更新（建替え）後の施策の拡充等

一時預かり保育の拡大など、多様な保育ニーズの充足が求められる中、既存の建物では物理的に中々実施・拡充できないものについて、いずれ実施することとなる施設の建替えに合わせて、民間園の特長も十分に発揮しつつ、サービスの拡充等を図ります。

4 保育の質の維持・向上に資する体制整備

運営方式の見直しにより生み出された人材を活用し、保育士等資格職を保育課へ

配置し、各種サービスの拡充等を図ります。

(1) 公立園にて実施するサービス拡充等への連携・支援

公立保育園にて行う施策の拡充等を、より効率的かつ効果的に実施するため、保育課に配置する保育士等資格職が必要に応じて、民間保育所等との連携・支援等を行います。また、市全体で実施する合同研修会など、小金井市全体の保育の質の維持・向上を図る取組みについて、保育課に配置する資格職が連携・支援等を行うことで、より効果的な事業の展開を図ります。

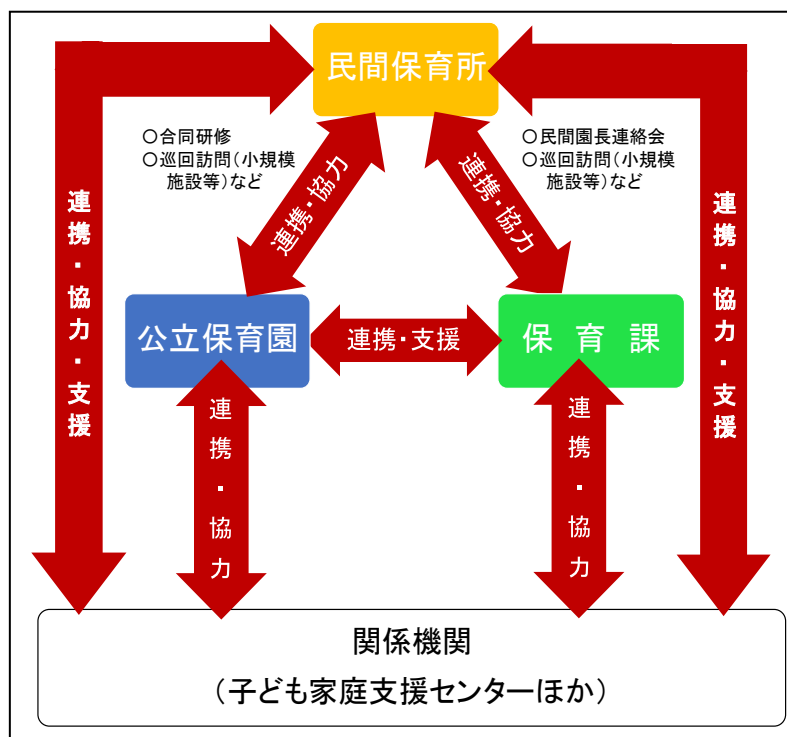
(2) 民営化後の園への支援等

民営化後に行う検証への対応を行うほか、民営化後の保育園に対し、保育士等資格職による訪問指導・助言等を行います。

(3) 指導検査

子ども・子育て新制度施行後、地方自治体は、民間保育園の運営費に相当する公定価格の支出主体としての責務において、適切な運営が実施されていることをチェックするため、保育所の認可権限を有する東京都とも連携しながら、必要に応じて指導検査を実施しています。

指導検査は、保育所運営全般にわたって実施されることから、財務状況等もさることながら、保育内容についても、一定のチェックを要することとなります。これらを確認するため、現場を良く知る保育士等資格職が対応することにより、より効果的な指導検査を実施します。



V 運営方式の見直し手法と公立園の保育の継承

1 運営方式の形態

運営方式の見直しの手法として、本市が設置主体となって運営を委託する公設民営方式と、民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式がありますが、見直しにあたって、現状の保育内容を当面は維持継承し、児童や保護者の不安や影響に対応するため、十分な引継ぎの期間や体制を確保した上で、民設民営方式に移行する手法とします。

【表5：運営方式の制度面の違い】

区 分	公設民営		民設民営
	委 託	指定管理	
設 置 主 体	市	市	事 業 者
運 営 主 体	事 業 者	事 業 者	事 業 者
業 務 範 囲	運 営	運営・管理	運営・管理
	施設管理、増改築・修繕に要する経費負担は、契約内容により異なる。		増改築・大規模修繕には国・都の交付金等を活用可能
保育実施の根拠	市との契約	市の指定	都の許可
事業者選定に係る議会の関与	報 告	議 決	報 告
経 費 負 担	委託料 (全額市負担)	委託料 (全額市負担)	保育所運営費 (国 1/2・都 1/4・市 1/4)
利 用 調 整	市	市	市
保 育 料	市	市	市
安 定 性	委託（指定）期間ごとに運営主体が変わる可能性がある。その都度保育士の入れ替わりがある。		移行後は運営主体の変更は無く、安定的
運営における市の関与	指導・改善命令 (仕様書の範囲)	指導・改善命令 (協定書の範囲)	指導・改善命令 (協定書締結の場合)
指導・命令先	施設長	協定内容による	協定内容による

2 公立保育園の保育を引き継ぐための取組

保育園は、国等の定める認可等施設それぞれの基準があり、また保育内容等については、国が定める保育所保育指針があります。それらを踏まえ、各園が定める保育理念のもとで提供されるものであり、その設置主体・運営主体の公私だけをもって、優劣が決まるものではありません。

その一方で、在園児や保護者にとって、園の設置主体や運営主体が変わることは、不安や影響を与えることとなるのも事実です。

市では、民営化後の園においても、引き続きよりよい保育が行われるよう、現状の保育内容を維持継承するとともに、児童や保護者の不安や影響に対応するために以下のような対応を講じます。

(1) 公立保育園の保育を引き継ぐための全体的な取組

- ア ガイドラインの作成
- イ 運営事業者との協定書の締結

(2) よりよい事業者を選定するための取組み

- ア 事業主体及び運営の条件の設定（募集要項等にて明記）
- イ 公募型プロポーザル方式や選定委員会の設置

(3) 民間事業者へスムーズに移行するための取組み

- ア 保護者への丁寧な説明
- イ 移行計画の作成
- ウ 十分な引継ぎの実施
- エ （仮称）三者協議会の設置

(4) 民営化後の園に対する取組み・市の対応

- ア 移行後における市の支援
- イ （仮称）三者協議会による保育内容の確認等
- ウ 保育内容の評価と結果の公表（第三者評価、保護者アンケートなど）

3 民営化までの手法について

在園児や保護者の方々にとって、民営化により運営事業者が変わることで、不安を感じる場合もあるかと思えます。その不安や影響への対応策として、一度業務委託を挟んで検証するという考え方もあります。市ではこの間、業務委託を挟むことにより運営事業者が優良かどうかをチェックする方法についても検討してきましたが、優良な事業者の選定と十分な引継ぎの期間や体制の確保に重点を置くことで、

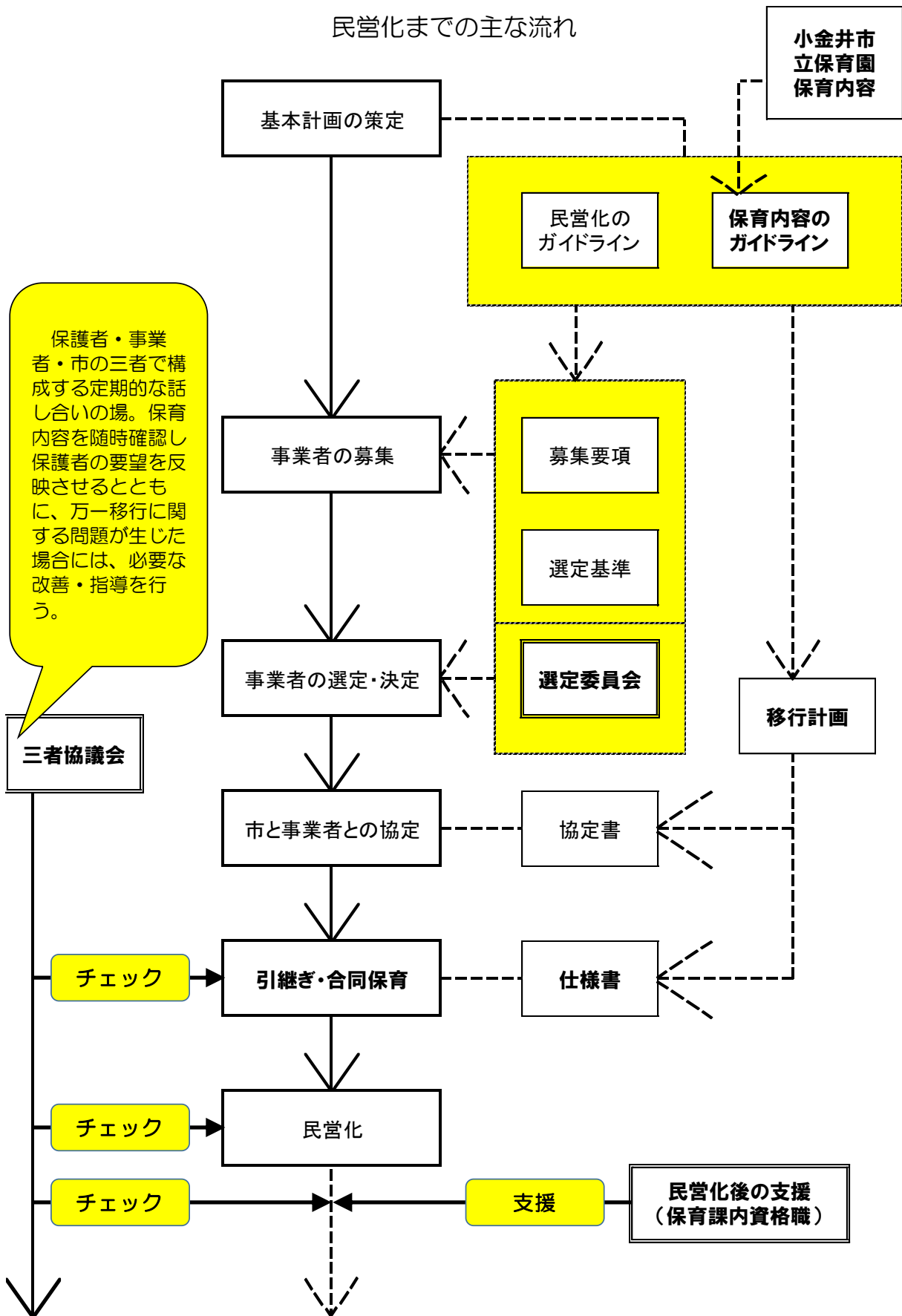
業務委託を挟むことなく民設民営方式に移行することとしました。

【表6：委託を挟む・挟まない場合の比較】

No.	委託を挟んだ場合	委託を挟まない場合
1	業務委託期間に運営事業者が不十分と判断した場合、解除できる。	募集要項・選定基準等により、運営に支障のない事業者を選定する。
2	業務委託期間内に民営化移行に支障がないか、検証を行う。	事業者選定後速やかに、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場（（仮称）三者協議会）を設置し、引継ぎ・合同保育が適切に実施できているかなどの確認や保護者の要望を反映させる体制を構築し、民営化後も（仮称）三者協議会の設置は継続する。
3	業務委託期間の運営に関する指導・助言は各職員ではなく施設長に対してのみ行われる。	民営化後の保育にあたっては、市から人的支援・連携・協力が可能となる。
4	業務委託期間は公立保育園（公設民営）となるため、運営費は全額、市負担となる。	民営化によって民間保育園（民設民営）となるため、運営費の市負担は概ね1/4となる。
5	契約期間が最初から限定されているため、運営事業者にとっては安定的な雇用につながりにくく、優良な人材が確保しにくい。	運営事業者にとっては、新園開設と同様となるため、長期的な雇用を視野に入れることができ、優良な人材が確保しやすい。

注) この表は、小金井市の公立保育園の民営化にあたって、委託を挟むかどうかの検討の基礎であり、業務委託自体の是非を検証したものではありません。

民営化までの主な流れ



※ この図は、民営化までの流れを分かりやすくするために、保護者への説明、議会への説明・議案の上程等、予算の確保等を除いて、簡略化したものとなっています。

VI 民営化後も市が責任をもって対応していくための取組

1 公立保育園の保育を引継ぐための全体的な取組

(1) (仮称) ガイドラインの作成

新しい運営方式に移行する場合の基本的な内容を定めたものとして、「(仮称) 小金井市立保育園民営化ガイドライン」を、保護者の方々からのご意見を伺いながら作成します。ガイドラインの内容については、保育内容に関する事、事業者の選定に関する事、引き継ぎに関する事など、民営化に際して留意する事項等を具体的に記載します。

また、保育内容等、これまで公立保育園として大切にしてきたものを、民営化後も着実に継承できることに、特に重点を置いて、作成します。

(2) 運営事業者との協定書の締結

市と運営事業者とで別途協定を結ぶことにより、運営事業者とのスムーズな引継ぎの実施や、民営化後も引き続き、よりよい保育を実施することを、市の責任において担保することで、児童や保護者の不安の解消に努めます。

2 よりよい事業者を選定するための取組み

(1) 事業主体及び運営の条件の設定

保育サービスの実績や保育園運営に求められる公益性、公平性などを鑑み、原則として都内における認可保育園の良好な経営実績を持つ事業者とします。

なお、具体的な内容については、募集の条件として、募集要項に明記します。

(2) 公募型プロポーザル方式や選定委員会の設置

公正な事業者選定を実施するため、公募型プロポーザル方式による選定を実施します。

また、運営事業者の選定に際しては、学識経験者、識見を有する者、市職員（子ども家庭部管理職者、公立保育園長等）も交えた（仮称）事業者選定委員会により、透明性、公平性を確保したうえで、適切な事業者選定を実施します。

3 民間事業者へスムーズに移行するための取組み

(1) 保護者への丁寧な説明

運営方式の見直しに際しては、保護者や児童の不安が生じないように、十分な説明とご意見を伺う機会を設けます。

(2) 十分な引継ぎの実施

保護者や児童の不安が生じないように、移行先の運営事業者と、当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同保育を行うなど、移行のために必要な準備期間を確保します。

(3) (仮称) 三者協議会の設置

新しい方式での運営事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場((仮称)三者協議会)を設置し、保育士等の職員が替わることによる児童への影響を最小限にとどめるなど、保護者の要望を反映させる体制を構築します。

4 民営化後の園に対する取組み・市の対応

(1) 移行後の園に対する市の確認・支援等

保育の質の維持・向上のため、市は、他の民間保育園と同様、補助金や研修の面でその運営を支援していきます。

また、移行後においても、市職員が直接、保育内容の確認を行うとともに、訪問指導・助言等を行い、円滑な運営をするよう支援に努めます。

(2) (仮称) 三者協議会(又は懇談会)による保育内容の確認等

民営化後も運営事業者の決定後に設置する(仮称)三者協議会を、民営化後も継続することで、移行後に問題が生じた場合においても、必要な改善・指導を行える体制を構築します。

(3) 保育内容の評価と結果の公表

新しい事業者による保育内容について、保護者アンケートや第三者評価の実施により保護者の満足度や保育内容の確認を行い、その結果を公表します。

VII 対象園と計画期間

1 本計画期間について

本計画を第1次民営化実施計画と位置付け、その期間は平成29年度から平成32年度までとします。

小金井市の公立保育園の運営方式の見直しについては、平成29年度から準備を進め、平成32年度から順次進めていくこととしますが、この計画は、平成32年度までの4年間を第1次計画期間とし、運営方式の見直しを実施していきます。

なお、第2次民営化実施計画（平成33年度以降）は、平成32年度中に策定し、公表します。

2 運営方式を見直す公立保育園

運営方式を見直す公立保育園は、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園とします。

2 見直しの時期

- (1) 平成32年度から、くりのみ保育園とさくら保育園の2園の運営方式を見直し、民営化します。
- (2) わかたけ保育園の運営方式を見直す時期は、平成32年度以降に決定します。

3 公立保育園として継続する園

小金井保育園とけやき保育園は、運営方式の見直し後も、引き続き公立保育園として継続します。

4 公立保育園として継続する園の役割等

運営方式の見直し後、市内を東西に二分した上で、小金井保育園とけやき保育園を地域の拠点と位置付けるとともに、公立保育園としての役割を果たすため、各種サービスの拡充等を行います。

(参考)

公立5園各園についての民営化比較考量

1 公立保育園施設概況

(平成29年3月現在)

園名	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
定員	113人	112人	114人	113人	140人
築年月	S43年5月	S45年5月	S58年6月	S48年3月	H25年8月
敷地面積	1,801.89 m ²	1,883.72 m ²	1,330.94 m ²	1,700.62 m ²	2,258.08 m ²
延床面積	769.04 m ²	589.48 m ²	969.51 m ²	719.30 m ²	1,619.57 m ²
耐用年数	47年	47年	47年	47年	47年
経過年数	49年	47年	34年	44年	4年
耐震工事	済み	済み	対象外	済み	対象外
施設状況 (複合/単独)	単独	単独	複合	単独	複合
			(併設施設) ・集会施設 ・高齢者施設 ・消費者施設		(併設施設) ・児童発達支 援センター
周辺環境	新小金井駅が至近にあり、通勤の利便性が高いが、中央線利用のためには武蔵境駅での乗換えが必要。	野川・国分寺崖線が至近にあり、自然環境が豊かである。	国家公務員住宅・本町住宅と武蔵小金井駅の間立地にあり、通勤の利便性が高い。上の原公園が至近にある。	国家公務員住宅北側に立地する。周辺に農地も多く、玉川上水が至近にあり、自然環境が豊かである。	東小金井駅が至近にあり、通勤の利便性が高い。東小金井駅北口土地区画整理事業計画地域内に立地する。
立地/交通アクセス	東町3丁目 新小金井駅至近 東小金井駅徒歩11分	前原町3丁目 武蔵小金井駅南口徒歩13分	本町5丁目 武蔵小金井駅北口徒歩6分	貫井北町3丁目 武蔵小金井駅北口徒歩23分	梶野町1丁目 東小金井駅北口から徒歩7分

2 比較考量結果

(平成29年3月現在)

園名	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
利便性	○	△	◎	△	◎
公立5園における園舎建替時期の優先度 (築年数)	◎	◎	○	◎	△
建物更新・委譲時の柔軟性	○	○	△ (合築)	○	△ (合築)
地域拠点としての立地	○	○	◎	△	◎
自然環境 (周辺環境)	○	◎	○	◎	○
サービス拡充の可能性	○	△	○	○	◎
保育の特徴	異年齢保育	異年齢保育	年齢別保育	異年齢保育	異年齢保育
			一時保育		一時保育
					障がい児定員が多い
利用希望 (応募倍率)	4.9	7.5	11.0	4.8	9.9

VIII 参考資料

第1次民営化実施計画における財政効果

1 財政効果の考え方

三位一体改革に伴い、今まで運営に要した経費に対し、補助率や負担率という経費の額を確実に特定した形で収入があった公立保育所の運営経費が、一般財源化されたことで、民間保育所の運営経費に比べ、市が純粋に支払う額（一般財源）が大幅に増えることとなりました。これらの補助金等歳入の違いのほか、市職員数の減による人件費の減など、項目ごとに試算を行いました。

なお、試算した基準は、平成29年4月1日現在を基本としています。

2 人員削減による財政効果

平成32年4月に民営化予定のくりのみ保育園とさくら保育園の職員人件費について、積算しました。なお、あわせて、他の3園において現在非正規職員にて対応している業務の一部について正規化を図ることも見込んでいます。

【表：人件費に関する財政効果】 (単位：人・千円)

区分	人数	金額	積算根拠
正規職員	32	265,600	8,300千円/人
非常勤嘱託職員		48,857	
フルタイム	11	26,400	2,400千円/人
短時間	7	8,087	平成29年度予算額
特例		14,370	平成29年度予算額
臨時職員	5	8,400	1,680千円/人
計		322,857	

3 運営費等の削減による財政効果

公立保育園の運営費についても2園分減となりますが、予算額によっては、園を特定できないものもあるため、額全体を按分し、積算しました。

【表：公立保育園運営費に関する財政効果】 (単位：千円)

款3・項2・目4	平成29年度	1園あたりの		2園分経費
	予算 a	経費	b=a/5	相当 b*2
②保育園維持管理に要する経費	41,991	8,399		16,798
③保育園運営に要する経費	78,951	15,791		31,582
合計		24,190		48,380

4 民営化園に係る委託費等の増

公立保育園を民営化することにより、民間保育園に係る経費は逆に増加します。

この増加する経費について、平成27年度決算額をもとに児童1人当たりの経費を算出した上で、保育料分を差し引いた額に2園の定員の合計数（くりのみ保育園・さくら保育園：計226人）を乗じて積算しました。

【表：民間保育園に係る経費と財源内訳（その1）】

区分	平成27年度決算額		
	児童1人あたり (円)	児童226人分 (左欄×226) (円)	児童226人分 (保育料除く) (千円)
市一般財源相当額 a	971,103	219,469,278	} 457,104
国庫補助相当額 b	382,702	86,490,652	
東京都補助相当額 c	668,775	151,143,150	
保育料相当額 d	185,179	41,850,454	
計 a+b+c+d	2,207,759	498,953,534	

5 民営化園に係る委託費等の国・都費確保

4のとおり、公立保育園を民営化することにより、民間保育園に係る経費は増加しますが、その内の一部は、公立保育園に係る経費とは異なり、国や東京都の補助として、市にかえてくることとなります。つまり、収入も増えることとなります。

4と同じく、平成27年度決算額をもとに児童1人当たりの経費を算出した上で、国・都それぞれの補助金に相当する額について、2園の定員の合計数（くりのみ保育園・さくら保育園：計226人）を乗じて積算しました。

【表：民間保育園に係る経費と財源内訳（その2）】

区分	平成27年度決算額		
	児童1人あたり (円)	児童226人分 (左欄×226) (円)	児童226人分 (国都補助分) (千円)
市一般財源相当額 a	971,103	219,469,278	} 237,634
国庫補助相当額 b	382,702	86,490,652	
東京都補助相当額 c	668,775	151,143,150	
保育料相当額 d	185,179	41,850,454	
計 a+b+c+d	2,207,759	498,953,534	

6 園舎建替え時の財政効果

本市の公共施設の大半は、建設から一定期間が経過しており、建物の更新時期が近づいています。公立保育園5園も、平成25年に建設されたけやき保育園を除く4園の園舎は、築30年以上経過しており、いずれ建替え等を行う必要があります。

現在、公立保育園の建替え等の経費に対する国や東京都の補助はありませんが、民間保育園が保有する建物の建替えや建設の費用については、一定の補助制度があります。建設経費と補助の違いについて、平成29年4月に開設した認定子ども園（120人定員）に係る経費（平成29年度予算額）を用いて、積算しました。

【表：保育園建設国都補助に関する公立と私立との違い】

(単位:千円)

園舎所有	建設費用	国・都補助相当額	市一般財源相当額
市	289,231	0	289,231
民間		223,120	66,111
園舎市有と民間とでの市負担の差（1園分）			223,120
園舎市有と民間とでの市負担の差（2園分）			446,240

7 民営化による財政効果全体

2～6までの合計が第1次民営化実施計画における財政効果となります。

なお、園舎建替えの時期については、第1次民営化実施計画期間後となるため、合わせて、園舎建替え時の財政効果を除いた財政効果額も積算しています。

【表：民営化による財政効果全体】

(単位：千円)

区分		金額
人員削減による財政効果	a	△322,857
運営費等の削減による効果	b	△48,380
民営化園に係る委託費等の増	c	457,104
民営化園に係る委託費等の国・都費確保	d	△237,634
園舎建替え時の財政効果	e	△446,240
差引 財政効果	a+b+c+d+e	△598,007
(参考)園舎建替除く財政効果	A=a+b+c+d	△151,767

注) 財政効果がある場合をマイナス、経費が増加する場合をプラスとして計算しています。

VIII 参考資料

民営化とともに実施するサービス拡充等費用の試算

1 サービス拡充等費用試算の考え方

民営化によって、生み出される人材・財源を人件費に置き換え、公立保育園における施策の拡充等、民営化した園における施策の充実、保育の質の維持・向上に資する体制整備に必要な人員体制について、試算を行いました。

2 公立保育園でのサービス拡充等に必要な経費の試算

小金井保育園及びけやき保育園において、民営化によって生み出される人材・財源を活用し、職員体制の充実を図ることで、サービスの拡充等を行います。

区分	人数			金額	積算根拠
	小金井	けやき	2園計		
正規職員	2	2	4	33,200	8,300千円/人
非常勤嘱託職員	4	5	9	21,600	2,400千円/人
計	6	7	13	54,800	(f)

3 保育課における体制整備に必要な経費の試算

民営化によって生み出された人材を活用し、保育士等資格職を保育課への配置し、各種サービスの拡充等を図ります。配置された職員は、公立園にて実施するサービス拡充等への連携・支援や民営化後の園への支援等のほか、指導検査対応などを行います。

【表：保育課配置職員体制と必要な経費】

(単位：人・千円)

正規職員 の別	人数			金額	積算根拠
	民営化園 支援兼務	民営化園 支援専任	計		
保育士	1	2	3	24,900	8,300千円/人
看護師	1		1	8,300	
栄養士	1		1	8,300	
計	3	2	5	41,500	(g)

4 民営化による財政効果に関するサービス拡充等への活用状況（試算）

第1次民営化実施計画における財政効果（園舎建替え分を除く）をサービス拡充等経費への活用状況（充当見込）を試算しました。

今回の試算によって、財政効果のうちの約3分の2を充てることでサービス拡充を行うこととなります。

【表：財政効果の活用状況】

（単位：千円）

区分		金額	構成比
公立保育園サービス拡充等経費	f	54,800	/
保育課職員整備経費	g	41,500	
サービス拡充等経費 計	B=f+g	96,300	
(参考)園舎建替除く財政効果	A	△151,767	100.0%
民営化園に係る委託費等の増	A-B	△55,467	36.5%

注) 財政効果がある場合をマイナス、経費が増加する場合をプラスとして計算しています。

(仮称) 小金井市立保育園民営化ガイドライン
(たたき台)

平成 年 月

子ども家庭部保育課

(小金井市公立保育園運営協議会提出用)

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、小金井市立保育園の民営化を行うに当たっての基本的なルール、基準等、子どもの最善の利益を最優先するために最低限必要と求められる事項を示したもので、その内容について保護者をはじめとする市民・事業者等に広く示すことで、民営化に対する保護者の不安の解消と円滑な移行を図るとともに、優良な事業者の参入を促すことを目的としています。

2 民営化の手法

保育園事業者の経営の継続性・安定性、また運営の柔軟性・自立性、並びに本市において、より効果的な財政運営に資する点などを考慮し、市立保育園を民間事業者が、そのまま私立保育園として運営する「民設民営方式」とします。

3 ガイドラインの対象園

本ガイドラインは、『くりのみ保育園』及び『さくら保育園』を対象とします。

なお、民営化の実施時期が未定となっている『わかたけ保育園』については、今後、実施時期が決定した後、本ガイドラインの改訂等含めて、対応します。

4 対象園を民営化する時期

『くりのみ保育園』及び『さくら保育園』を、平成 年4月を目途に民営化します。

5 民営化するにあたって必要なこと

民営化を行うにあたっては、保護者や児童の不安が生じないよう、十分な説明に努めるとともに、保育士等の職員が替わることによる児童への影響を最小限にとどめるなどの対応を行うことが重要です。それら必要な対応として、保護者への説明、事業者の公募による選定、(仮称)三者協議会の設置、引継ぎ・合同保育の実施など、必要な期間・機会について確保します。

6 主なスケジュール

民営化の主なスケジュールについては下表を基本とし、今後、保護者の方のご意見を伺いながら、進めていきます。

【主なスケジュール】

年 月	スケジュール	備 考
平成29年10月以降	保護者への説明・意見聴取・協議	
平成 年 月	事業者募集要項 策定	
平成 年 月以降	事業者募集開始（公募）	
平成 年 月以降	事業者選定・事業者決定	
平成 年 月以降	（仮称）三者協議会設置	事業者選定後
平成 年 4月	運営事業者との引継ぎ開始	三者協議会継続
平成 年10月～	合同保育の実施	
平成 年 3月末	引継完了	
平成 年 4月	運営事業者による運営開始	
平成 年 月	保護者アンケートの実施	

※ このスケジュールは、今後の状況によって変わることがあります。

※ 保護者への説明等については、事業者選定後も必要に応じて、都度実施します。

7 保護者への説明・協議及び民営化についての公表・周知

民営化の実施に当たっては、十分な説明に努めるとともに、意見・要望を聴取・協議する場等を、都度設けます。また、市報、市ホームページ等を通じて、広く周知に努めます。

8 事業者の募集・選定方法

運営事業者の公募に当たっては、より優良な事業者の参入に資するために十分な公募期間を設けます。

(1) 運営主体

保育サービスの実績や保育園運営に求められる公益性、公平性などを鑑み、原則として都内における認可保育園の良好な経営実績を持つ事業者とします。

なお、法人等の種別については、平成12年の規制緩和から10年以上経過したことに加え、平成27年4月から新たに子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより、市内でも株式会社をはじめとする多様な運営主体による保育所運営が実施されていることなどを鑑み、法人等の種別のみをもって排除するのではなく、総合的に評価・選定することとします。

(2) 事業者の募集方法

より優良な事業者の参入に資するため、募集方法は公募によるものとします。

(3) その他の条件

サービスの拡充や建物の更新等、民営化による各種メリットが活かせるような条件を付して公募します。

(4) 事業者の選定

ア 公募型プロポーザル方式により、公正な選定を実施します。

イ 透明性、公平性を確保するため、学識経験者、識見を有する者、市職員（子ども家庭部管理職者、公立保育園長等）を含めた（仮称）事業者選定委員会を設置し、適切な事業者選定に努めます。

ウ 審査については、（仮称）事業者選定委員会において、提案書類の審査（書類審査）・事業者へのヒアリング・現に運営する保育所の実地調査等により行い、財務諸表等については、財務の専門家から意見聴取を求めます。

エ 公立保育園の保育内容・行事等を尊重し、それを継承し、発展できる事業者であって、運営の継続性・安定性等民営化のメリットが期待できる信頼性の高い事業者を選定します。

オ 選定に当たっては、事業者の事業目的や理念・保育の質・運営の透明性、これまでの実績などを公平・公正かつ総合的に評価できるよう、予め明確な選定基準を設け、その項目を募集要項等に記載し、公表します。

(5) 事業者の決定・公表

運営事業者は、（仮称）事業者選定委員会の選定結果を受け、市長が決定します。運営事業者決定後は、速やかに、市報、市ホームページ等にて公表します。

(6) 協定の締結

事業者の決定後、市と事業者との間で協議して協定の締結を行います。

協定書の内容は、移行準備期間に行うべきことや市と事業者の役割などとしめます。

9 （仮称）三者協議会の設置

公立保育園の保育の確実な継承と保護者・児童の不安解消、さらに民営化への円滑な移行を行うため、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場（（仮称）三者協議会）を設置します。

(1) （仮称）三者協議会の構成

(仮称) 三者協議会の構成は、民営化対象園の保護者、運営事業者、市の三者にて構成するものとし、それぞれの人数等については、別途定めることとします。

(2) (仮称) 三者協議会の主な役割

(仮称) 三者協議会では、保育内容を随時確認し、保護者の意見・要望を反映させることとし、万一、移行期間中に問題が発生した場合、市は責任をもって調整に入り、必要な改善・指導を行います。

なお、(仮称)三者協議会の運営の詳細については、構成する三者にて協議の上、決定します。

(3) (仮称) 三者協議会の設置期間

(仮称) 三者協議会は、運営事業者決定後、速やかに設置し、民営化後も保護者の不安解消等の観点から、当面の間、設置を継続します。

10 引継ぎ・合同保育の実施

保護者や児童の不安が生じないように、移行先の運営事業者と当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同保育を行うなど、移行のために必要な引継ぎ期間を確保します。

(1) 引継ぎの期間

民営化のために実施する引継ぎ期間は、1年間とします。

(2) 引継ぎの方法

引継ぎに当たっては、対象園の保育内容等を継承するため、別途、移行計画(保育内容に関するガイドラインを含む)を園ごとに策定し、計画的かつ着実に引き継ぎを行います。

(3) 合同保育の内容

ア 保育環境の変化による子どもへの影響を最小限にとどめるため、段階的に事業者の保育士を配置し、子どもたちが新しい保育士に慣れることができるよう、市の保育士と運営事業者の保育士とが合同で保育を行います。

イ 合同保育の期間は、6か月程度を目安に事業者と協議の上、決定します。

ウ 合同保育の内容については、別途、定める委託仕様書等に基づき実施するものとし、

エ 合同保育にかかる事業者の費用については、市と事業者とで協議の上、決定するものとし、合同保育の実施にあたっては、予め、市と事業者とで委託契約を締結する等、必要な手続き等を行うものとし、

(4) その他移行期間中の市の支援等

ア 市は、民営化への移行（引継ぎ・合同保育を含む）が、移行計画どおりに実施されているか、逐次進行管理を行います。

イ 移行期間中に問題が発生した場合、市は責任をもって調整に入り、必要な改善・指導を行います。

ウ 市は、運営事業者に対し、移行期間中及び民営化後の運営に必要となる研修の実施等、民営化にあたって必要な支援を行います。

1.1 民営化後も市が責任をもって対応していくための取組

民営化園に移行後も、公立園民営化の主体である市の責任のもと、あらかじめ市と運営事業者とで協定の締結を行うなど、市が関与できる体制を確立するとともに、（仮称）三者協議会の継続や、第三者評価の積極的な活用などにより、移行により保育水準が低下することのないよう、引き続き、市として責任ある対応を行っていきます。

(1) 移行後における市の支援

保育の質の維持・向上のため、市は、他の民間保育園と同様、補助金や研修の面でその運営を支援していきます。

(2) 市による保育内容の確認・支援等

民営化後においても、市職員が、新しい事業者による保育内容を逐次確認するとともに、訪問指導・助言等を行うことで、継続した見守り・支援体制を整えていきます。

(3) （仮称）三者協議会の継続等

民営化後も運営事業者の決定後に設置する（仮称）三者協議会を、民営化後も継続することで、移行後に問題が生じた場合においても、必要な改善・指導を行える体制を構築します。

(4) 保育内容の評価と結果の公表

新しい事業者による保育内容について、アンケートや第三者評価の実施により保護者の満足度や保育内容の把握・確認を行うとともに、第三者評価を通じて運営状況の評価を公表します。

1.2 その他

建物の更新（建替え）については、保護者及び在園児に十分配慮の上、国庫補助

金等の活用を視野に入れつつ、民営化移行後の早い時期での実施を、市として支援するとともに、施設等の整備に当たっては、多様化する保育ニーズへの対応を図るよう、市と運営事業者とで十分協議の上、実施していきます。

※ 保育内容のガイドラインについては別途、作成します。

※ 事業者の公募条件・選定の基準などについては、別途、策定する募集要項や選定基準などに、詳しく記載していきます。